

令和5年6月15日  
こども未来部保育課

## 江東区保育費用徴収条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

保育料を改定するため、条例の一部を改正する。

### 2 改正の概要

第2子の保育料を無償とする。

### 3 施行期日

令和5年10月1日から施行する。

### 4 新旧対照表

2ページ以降を参照

江東区保育費用徴収条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(保育料及び延長保育料の額)</p> <p>第3条 一般保育料又は措置保育料（以下これらを「保育料」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第4条第1項の規定により、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分の保育必要量の認定を受けた<u>政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもの保護者</u> 別表第1に定める額</p> <p>(3) 府令第4条第1項の規定により、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分の保育必要量の認定を受けた<u>政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもの保護者</u> 別表第2に定める額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 保護者に係る特定被監護者等（政令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下<u>単に「特定被監護者等」という。</u>）が2人以上いる場合は、<u>第1号に掲げる児童に係る保育料の額は別表第1又は別表第2に定める額に別表第4に定める割合を乗じて得た額とし、第2号に掲げる児童に係る保育料は免除する。</u></p> <p>(1) <u>次のア又はイに掲げる児童</u></p> <p>ア <u>特定被監護者等のうち小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校</u></p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(保育料及び延長保育料の額)</p> <p>第3条 一般保育料又は措置保育料（以下これらを「保育料」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第4条第1項の規定により、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分の保育必要量の認定を受けた<u>満3歳未満保育認定子ども（政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）</u>の保護者 別表第1に定める額</p> <p>(3) 府令第4条第1項の規定により、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分の保育必要量の認定を受けた<u>満3歳未満保育認定子どもの保護者</u> 別表第2に定める額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、保護者に係る特定被監護者等（政令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合において、次に掲げる満3歳未満保育認定子どもに係る保育料の額は、0円とする。</u></p> <p>(1) <u>特定被監護者等のうち満3歳未満保育認定子ども以外の者が1人以上いる場合における満3歳未満保育認定子ども</u></p> <p>(削る)</p>

就学前子どもをいう。以下同じ。）以外の者が1人のみである場合における最年長の小学校就学前子どもである児童（当該児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。以下「最年長児童」という。）

イ 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における最年長児童の次に年長の児童（当該児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。以下同じ。）

(2) 次のアからウまでに掲げる児童

ア 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における最年長児童

イ 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者がいる場合における最年長児童の次に年長の児童

ウ 小学校就学前子ども（最年長児童及び最年長児童の次に年長の児童を除く。）である児童

5 前項の規定にかかわらず、児童の属する世帯（別表第1及び別表第2に規定するA階層及びB階層に属する世帯を除く。）が次の各号のいずれかに該当する場合であって、当該世帯の住民税所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額が77,101円未満であるときについては、全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合にあっては最年長児童に係る保育料の額は別表第1又は別表第2に定める額に別表第4に定める割合を乗じて得た額とするとともに当該児童以外の児童に係る保育料は免除し、特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者がいる場合にあっては小学校就学前子どもである児童に係る保育料は免除する。

(削る)

(2) 特定被監護者等のうち最年長である者が満3歳未満保育認定子どもである場合における当該最年長の満3歳未満保育認定子ども（同一年齢の者が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。）以外の満3歳未満保育認定子ども

(削る)

(削る)

(削る)

5 第1項の規定にかかわらず、児童の属する世帯（別表第1及び別表第2に規定するA階層及びB階層に属する世帯を除く。）が次の各号のいずれかに該当する場合であって、当該世帯の住民税所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額が77,101円未満であるときについては、満3歳未満保育認定子どもに係る保育料の額は、0円とする。

(1)・(2) (略)

6 (略)

第4条～第7条 (略)

別表第1～別表第3 (略)

別表第4 (第3条関係)

階層区分	割合
C階層及びD1階層からD12階層までの階層に属する世帯	0.3
D13階層からD17階層までの階層に属する世帯	0.4
D18階層からD26階層までの階層に属する世帯	0.5

(1)・(2) (略)

6 (略)

第4条～第7条 (略)

別表第1～別表第3 (略)

(削る)

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。